

第 7 回
別海町みんなでつくる
自治基本条例検討委員会
【全 体 会 議】
議 案



日 時：平成 22 年 12 月 24 日（金）午後 2 時～午後 4 時
場 所：101・102 号会議室

《会議次第》

1. 開 会

2. 挨 拶 別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員長

3. 議 題

（１）別海町自治基本条例【策定経過及び予定】及びスケジュール・・・
P 1 ～ 5

（２）別海町自治基本条例に係わる意見について・・・・・・・・・・・・・・
P 6 ～ 9

※別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会検討結果【検討資料】

別冊・・・・・・・・P 1 ～ 5 0

4. その他

5. 閉 会

別海町自治基本条例【策定経過及び予定】

開催月日	内 容
7月 5日（木）	『別海町自治基本条例（仮称）の制定について』 町長、副町長、総務部長へ説明
7月14日（水）	『別海町自治基本条例（仮称）の制定に関する会議』 拡大庁議メンバー、教育長
7月20日（火）	『職員プロジェクトチーム職員の募集について』 7月30日（金）まで
7月22日（木）	自治基本条例職員説明会の講師依頼 NPO法人 公共政策研究所 理事長 水澤雅貴氏
8月 2日（火）	『みんなでつくる自治基本条例検討委員会』 町民公募：10名（8月23日（月）まで）別海広報にて
8月上旬	『職員プロジェクトチーム』発足 8月中に事務局と職員プロジェクトチームにて会議を数度開催した中で素案を作成し、その後、一度議会へ示した上で連携を図りながら取り進めたい。
8月 6日（金）	第1回目 職員PT会議 （自治基本条例制定について、会議時間等の決定）
8月 9日（月） 10日（火）	『自治基本条例職員説明会』の開催 講師：NPO法人 公共政策研究所 理事長 水澤雅貴氏 『自治基本条例について』 【1日目】 79名（うち議員3名含む） 【2日目】 81名 計160名の参加がありました。
8月11日（水）	第2回目 職員PT会議 （委員長1名、副委員長2名の決定及び会議の進め方について、総則の目的について検討）
8月12日（木）	第3回目 職員PT会議 （総則の目的について検討、今後、他の条項をやっていって最終で第1章を完成させる。）A・Bチーム別協議
8月13日（金）	第4回目 職員PT会議（Aチーム） 第2章情報の共有
8月16日（月）	第5回目 職員PT会議（Bチーム） 第3章町民参加と協働
8月18日（水）	第6回目 職員PT会議A・Bチーム別協議 Aチーム：「第7章行政」 Bチーム：「住民投票・第4章町民・第5章コミュニティ」

8月19日（木）	第7回目 職員PT会議 A－1チーム：第7章行政 A－2チーム：第8章行財政運営の原則 Aチーム合同：第7章・第8章のすり合わせ B－1チーム：第4章町民 B－2チーム：第5章コミュニティ
8月20日（金）	第8回目 職員PT会議（Bチーム） 第4章町民
8月23日（月）	第9回目 職員PT会議 A－1チーム：第10章条例の見直し A－2チーム：第11章最高規範性 Bチーム：第9章連携と協力
8月24日（火）	第10回目 職員PT会議 第2章情報共有～第11章最高規範性までの確認とすり合わせ
8月25日（水）	第11回目 職員PT会議 第3章町民参加と協働の（町民参加の方法）第14条から確認とすり合わせ
8月26日（木）	第12回目 職員PT会議 第8章行財政運営から確認とすり合わせ 第1章総則
8月27日（金）	第13回目 職員PT会議 第1章総則【基本理念・基本原則・目的・定義】
	職員PTの検討による条例（草案）を別海町議会へ送付
9月10日（金）	別海町議会から議会に関する条項（草案）の提出
12月 8日（水）	第14回目 職員PT会議 全体についての検討【前文・第1章総則～第10章条例の見直し】

別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会	
開催月日	内 容
9月22日(水) 『101・102 会議室』	第1回 別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会(全体会議) 講演会 『自治基本条例とは何か?』 NPO 法人公共政策研究所 水澤雅貴氏 1回目:14時~23名出席 2回目:19時~11名出席 (合計34名)
10月 6日(水) 『101・102 会議室』	第2回 別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会(全体会議) ①委員長(1名)、副委員長(2名)選出 ②今後の会議の進め方について ③素案の説明(前文・第1章総則・第10章条例の見直し) ※次週よりグループ会議とすることから、A~Dグループ個々にリーダー・副リーダーを選出
10月12日(火) 13日(水) 14日(木) 14日(木)	第3回 別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会(グループ会議) ◇Bグループ【第4章町民(全4条)】 101 会議室 19時~ ◇Cグループ【第2章情報共有(全6条)】 301 会議室 13時~ ◇Aグループ【第6章議会(全6条)】 302 会議室 13時~ ◇Dグループ【第7章行政(全4条)】 103 会議室 19時~
10月18日(月) 20日(水) 21日(木) 21日(木)	第4回 別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会(グループ会議) ◇Bグループ【第4章町民(21条)】 301 会議室 19時~ ◇Cグループ【第3章町民参加と協働(全6条)】 302 会議室 13時~ ◇Aグループ【第9章連携と協力(全3条)】 103 会議室 13時~ ◇Dグループ【第8章行財政運営の原則(全7条)】 103 会議室 19時~
11月 1日(月)	追加 別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会(グループ会議) ◇Bグループ【第5章コミュニティ(全3条)】 301 会議室 19時~
11月12日(金)	第5回 別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会(全体会議) ◇【前文】、【第10章条例の見直し(全1条)】検討・確認 101 会議室 14時~
11月26日(金)	第6回 別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会(全体会議) ◇【前文、第1章総則~第10章条例の見直し】検討・確認 101 会議室 14時~
12月 8日(水)	「職員PT」での検討。 別海町議会へ別海町みんなでつくる自治基本条例検討後(草案)送付
12月 9日(木)	議会(議会運営委員会にて「第6章議会」に関し確認)

12月10日（金）	「庁内（各課）」での検討。（※12月16日（木）まで） 議会（総務建設常任委員会に「条例全体」について説明）
12月16日（木）	議会（総務建設常任委員会に「条例全体」について説明）
12月21日（火）	各課・議会・職員PTに照会し出された意見等を持って、「庁内検討会議」を開催し協議。
12月24日（金）	第7回 別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会（全体会議） ◇検討された結果をもとに検討・確認
12月28日（火） ～ 1月17日（月）	※パブリックコメント実施予定（20日間）
1月19日（水） 20日（木）	★「地域説明会（別海地区・西春別地区・尾岱沼地区）」を開催予定。 ・19日（水）【尾岱沼地区・別海地区】・20日（木）【西春別地区】
1月下旬	※地域説明会及びパブコメの結果をもとに「職員PT」を開催し検討。
2月上旬	第8回 別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会（全体会議） ◇検討された結果をもとに検討・確認
2月中旬	最 終 別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会 ◇「別海町自治基本条例の提言書」を町長に提出。
2月中旬	★「庁内（各課）」、「庁内検討会議」「議会（総務建設常任委員会）（議会運営委員会）」で説明・検討
2月下旬	★議案決定 ⇒ 全員協議会へ概要説明
3月上旬	★3月議会へ提案
4月	★別海町自治基本条例施行（予定）

別海町自治基本条例全体スケジュール

(H22.12.14現在)

	項目	事務局	職員プロジェクトチーム	みんなでつくる自治基本条例検討委員会	庁内検討会議	総務建設常任委員会(条例全体)	議会(議運)【議会の声】	町民	パブコメ
6月	上旬	策定体制などの詳細検討							
	中旬								
	下旬								
7月	上旬	組織の設置と周知			策定について説明				
	中旬		募集締切 7/30						
	下旬			設置要綱決定					
8月	上旬	たたき台(素案)の作成	職員Pと事務局で素案作成	発足	公募・人選		検討	広報・HPにて策定スタート周知	
	中旬						議会に関する内容について検討		
	下旬				メンバー決定				
9月	上旬			検討	協議			広報・HPで策定状況の周知	
	中旬			検討委員会発足(9月22日)					
	下旬								
10月	上旬							広報・HPで策定状況の周知	
	中旬								
	下旬								
11月	上旬							広報・HPで策定状況の周知	
	中旬								
	下旬			第6回みんなで検討委員会【11/28開催】					
12月	上旬		検討【12/8実施】		説明(庁内「各課」で検討、14日まで)	検討【12/10実施・14予定日】	検討【12/9実施】	広報・HPで策定状況の周知	
	中旬				検討結果等を踏まえ、庁内検討会議に報告・検討12/21日(予定)				
	下旬			検討				実施【12/28(予定)】	
				第7回12/24(予定)				【20日間】1/17まで	
1月	上旬	原案の検討	(地域説明会・パブリックコメント結果を踏まえ原案の作成)				地域説明会(別海・西条町・鹿嶋町)1/19・20 予定(2回)	【結果公表】	
	中旬		検討	検討	協議				
	下旬								
2月	上旬	条例(案)決定		検討	協議			広報・HPで策定状況の周知	
	中旬			提言	説明(各課での検討)	検討	議会に関する内容について検討		
	下旬				議案決定		議員協議会へ原案説明		
3月	上旬						議会へ提案		
	中旬						議決予定		
	下旬								
4月	上旬							広報・HPで策定状況の周知	
	中旬								
	下旬								

別海町自治基本条例に係わる意見について

（１）条文全体における用字・用語の見直しについて

○条文中における用字・用語の使用について下記の見直しの意見がありました。

- ・語句と語句をつなぐ場合の「及び」・「並びに」の使い方について。
- ・「等」にかえて「など」を使う方が良いのではないか。
- ・「、」（続点）の使い方について。
- ・漢字に書き直す平仮名について。
- ・「もの」・「者」の使い方について。
- ・送り仮名の付け方について。
- ・「・」（なかてん）の使い方について。
- ・条文の文章表現について

（２）前文について

○前文４行目に「90 人余りの人々が団体で移住したのを契機に・・・」とありますが、90 人余りの団体としか記していないのが前後の具体的な内容から考えて曖昧な表現で気になります。「きらく」の時代かと思いますが、90 人余りの人が「他府県から団体で」とか、どこからの団体なのか非常に知りたい情報です。あまり解明されていないのであれば仕方ありませんが、特に前文なので気になりました。

○前 文【３～５行目】について

変更後（事務局案）

町は、江戸後期に野付半島及びその周辺に漁業（ニシン漁）を行う人々によって拓かれ、その後、明治２年に９０人余りの人々が団体で移住したのを契機に徐々にその数が増えていき本町の開拓がはじまりました。

【郷土資料館からの提案】

史実と違う文面と思われますので、下記の文を提案します。ご検討ください。

『改正（案）』

江戸時代後期より本別海を中心とした海岸線には漁場が設けられ、明治に入ると定住者も徐々に増えていき、その後本町に本格的な開拓の鍬が入ることとなります。

○事務局（案）について、水産に関する文言が少なすぎる感じがする。（西別鮭・ホタテ等・・・）

○明治2年の後ろに（西暦 1868 年）を入れた方が若い人にわかり易いかと思う。
新酪農振興事業・農業構造改善事業による酪農家の大型機械化で規模拡大が進み、
現在では・・・
一方、海岸部ではラムサール条約登録湿地である野付半島、野付湾、風連湖を有し、渡り鳥の重要生息地ともなっており、ゴマフアザラシやオジロワシを始めとする希少種の貴重な動植物の生態系をなしている。 と替えた方が良いと思うが？（固有種はいないと野付半島の植物を研究している人は言っている。）

○地勢とあるが、地勢とは【土地のありさま。】で使われることから、ここでは、気候は内陸型で気温が・・・としてはどうか。

○開基を入れてはどうか。

（3）第2章【情報共有】第11条（町民の意見等への取扱い）

○「要望等」という表現について、「等」を削るかどうか、行政において判断してもらう。となっていることから検討した結果、「等」には、町民から広く出された意見・要望・苦情も含まれるため、「等」をそのまま入れておいても良い。

（4）第3章【町民参加と協働】第16条（住民投票）

○検討委員会からの意見で、日本は間接民主主義（議会制民主主義）の国であり・・・とあり、「住民投票」そのものを自治基本条例で謳うべきかどうか検討した。

結果、ここでは、住民投票そのものを知らない人もいることから、この様な「制度」があるということを知っていただくという理由で、載せても構わないのではとの意見がありました。

(5) 第4章【町民】第19条（町民の役割と責務）

○第4項に追加された、「職業や世代を越えて」の文言で、「職業」について、「職業についていない人」はどうか？「職業とすると狭まってしまう感じがする」「確かに世代や性別だとかは大まかに特定されないが、職業とすると特定される」ので、「職業」を入れない方が良い感じがする。「世代を越えて」だけで、通じるのではないかととの意見がありました。

(6) 第4章【町民】第21条（地域活動団体の役割）

○第2項に追加された、「地域特性」の文言で、「地域」については、ここでは、（地域活動団体）のことを謳っているのもので、あえて「地域」としづらい方が良いのではないかととの意見がありました。
「地域特性」としてしまうと、範囲が狭まる気がする。

(7) 第6章【議会】第28条（議会の責務）、第29条（議員の責務）

○条文で「この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し」とあるが、第7章行政（執行機関の役割と責務）第31条で「及び制度」については、【この自治基本条例において定められた制度】であるとして、「本条例において定められた制度」と追加しているので、議会に確認が必要ではないかととの意見。

(8) 第7章【行政】第31条（執行機関の役割と責務）

○第2項で執行機関がやらなければならない事務を規定しているが、事務内容を鑑み、文章表現を再度検討してはどうか。

(9) 第 7 章【行政】第 3 3 条（町長の役割と責務）

○条文で「この条例の基本理念を遵守し」とあるが、町長についても、議会や執行機関の役割と責務同様に、【基本原則及び本条例において定められた制度】とするべきではないか。

(1 0) 第 7 章【行政】第 3 4 条（執行機関の職員の役割と責務）

○条文で「この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し」とあるが、第 3 1 条で「及び制度」については、【この自治基本条例において定められた制度】であるとして、「本条例において定められた制度」と追加しているので、同様の修正が必要ではないか。

(1 1) 第 1 0 章【条例の見直し】第 4 5 条（条例の見直し）

○検討委員からの意見で、議会から「条例の見直し」について申し出があった場合は、「条例の見直し」をするのか？とのことですが、「議会」に関する章は、職員 P T では協議していませんでしたが、「議会」について今後、「議会制度」等が変更になって法改正など生じた場合は、きちっとした手続きで見直しが必要と判断した場合は可能性としてあり得るし、まだ、設置はしていないが「別海町自治推進委員会」のチェック機関を設置することとしているので、問題は無いとのこと。